

## 訂正とお詫び

【OUTPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（択一過去問編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

### 【不登法Ⅳ】

頁数	問題番号	誤	正
326	67-3 右記のと おり解答 及び解説 を変更	○ 保証人が債権者に代位した場合、 <u>あらかじめ</u> 抵当権の登記にその代位を付記しなければ、その抵当権の目的である不動産の第三取得者に対して債権者に代位することはできないとする民法の規定（旧民 501 I ①）は、平成 29 年改正により <u>削除</u> された。これによって、改正後は、 <u>第三取得者への所有権移転登記が既にされている場合</u> や抵当権移転請求権の仮登記があらかじめされていない場合であっても、 <u>保証人の代位弁済による抵当権移転登記の申請をすることが可能となった</u> （令 2.3.31 第 328 号通達）。したがって、D は、平成 23 年 7 月 1 日に代位弁済を登記原因とする甲土地乙区 2 番の抵当権の移転の登記を申請することができる。	